



山梨労働局発表
平成27年8月26日

担	山梨労働局労働基準部監督課
	監督課長 上条 訓之
当	主任監察監督官 篠原 敦
	電話 055-225-2853

定時制高校生を対象にした労働法の講義を行います

これから社会に出て働くこととなる高校生が、労働基準法をはじめとする労働法の理解を深めることは、働くことの意義と役割について考える上で大切なことであり、また、法律の不知によるトラブルの未然防止につながるものと考えられます。

このことを踏まえ、山梨労働局（局長 能坂正徳）では、下記のとおり、山梨県立山梨高等学校定時制の学生（20名）を対象に労働法の講義を行います。労働法の説明のみならず、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組についても説明を行います。

山梨労働局では、若者に対する労働知識教育を積極的に展開したいと考えております。学校の皆様の要請がありましたら講師を派遣することとしています。詳細は別添を参照下さい。

1 日時について

平成27年8月28日（金） 18:00～19:30

2 場所について

山梨県立山梨高等学校文化創造館梨窓ホール
（所在地：山梨県山梨市上神内194）

3 講師について

山梨労働局労働基準部監督課長（予定）

4 報道機関の皆様へ

報道機関の皆様からの取材をお願いします。

なお、取材が認められる時間的・場所的・人的範囲など詳細については、右上までお問い合わせ下さい。

労働基準関係法令セミナーのご案内

将来を担う若者が安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮するためには、社会人生活を迎える入口の段階で労働基準関係法令が定める権利や義務を十分に理解しておくことが重要です。

そこで、若者に対する労働知識教育をさらに積極的に展開したいと考えており、学校等の要請があった場合には、「労働基準関係法令セミナー」を実施することとしております。

セミナーの内容は、労働契約締結前後の期間において知っておくべき知識、さらに社会人になってからの日々の労働時間、賃金、退職・解雇についての基礎知識になります。

様々な規模に対応させていただきますので、積極的にご活用ください。電話にてご相談いただくとともに、下記の講師派遣申込書にご記入の上、FAXで依頼くださいますようお願いいたします。



F A X 055-225-2783

山梨労働局監督課 行き

「講師派遣申込書」

学 校 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
ご担当者職氏名	
ご希望・お聞きになりたいこと	ご希望日 第1希望 平成 年 月 日 () 第2希望 平成 年 月 日 () 第3希望 平成 年 月 日 ()
受講者数	
講義会場	

山梨労働局労働基準部監督課 担当：上条

〒400-8577

甲府市丸の内1-1-11

電話 055-225-2853

F A X 055-225-2783

※ 日程等については、おってご連絡の上、調整させていただきます。